平成２３年（フ）第３２７号
和歌山県岩出市川尻233番地の８
債務者　山下組こと　山下　武雄
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７６号
和歌山県紀の川市貴志川町上野山１番地　田村アパート１階１号
債務者　魚谷アツ子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１７号
和歌山市平井450番地
債務者　谷口土建こと　谷口　忠昭
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４８号
和歌山市三葛484番地の１　２号棟５階49号室
債務者　山中ひろみ（旧姓東）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４９号
和歌山市市小路352番地　北１号室
債務者　竹田　大晃
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５０号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅910番地
債務者　伊藤　貞義
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５５号
和歌山市市小路148番地の12
債務者　川端　崇史
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５６号
和歌山市次郎丸125番地の13
債務者　新谷伊津子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５５９号
和歌山県橋本市東家４丁目14番10号
債務者　古池八重子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７３５２号
東京都大田区蒲田１丁目27―10―301
債務者　三谷真一郎
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３５３号
東京都大田区蒲田１丁目27―10―301
債務者　三谷メロディナこと　ミタニ　メロディナ　ムリリオ（旧姓間所）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３５４号
東京都大田区大森東４丁目31―16―101
債務者　三谷　和子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３８０号
東京都町田市広袴２丁目10―１
債務者　加藤　綾
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３８２号
東京都足立区東綾瀬２丁目18―９―106
債務者　福田　俊樹
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３８３号
東京都足立区東綾瀬２丁目18―９―106
債務者　福田　一恵
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３８４号
東京都足立区西新井本町１丁目25―30―202
債務者　文元美都子こと　李　春裁
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３８６号
東京都葛飾区小菅２丁目８－１―301
債務者　谷口　栄治
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部